

塩尻市の市街化調整区域^{※1}内の建築行為等にあたっての留意事項

松本建設事務所建築課では、塩尻市内の市街化調整区域における都市計画法（以下「法」という。）第29条による開発許可、法第43条による建築許可（以下「許可等」という。）の事前相談窓口（経由機関）となっておりますが、当該区域内での建築等にあたっては、許可等の手続きが必要となる場合が、大半を占めております。

当該許可等の許可権者は県庁（都市・まちづくり課）となっておりますが、物件によっては、法で定められている「開発審査会」の議を経て許可される場合もあり、許可等の申請にあたっては手戻りや負担を極力抑えるため、事前相談のうえ申請等をお願いしております。

つきましては、よりスムーズに許可等の手続きが進みますよう、下記に注意事項（お願い）及び必要書類を記載しますので、御留意いただきますようお願いいたします。

※1 市街化調整区域：都市計画法において、「市街化を抑制すべき区域」とされ、原則として、新たに開発行為^{※2}を行う、又は建築物を建築等^{※3}することができない区域のこと

※2 開発行為：主として建築物又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う、土地の区画形質の変更のこと

※3 建築等：建築物を新築、増築、改築、移転又は用途変更すること

【注意事項（お願い）】

- 1相談につき1時間程度みていただきますようお願いいたします。なお、ご来課による相談を希望される際は、担当者に事前予約をいたうえで、ご来課いただきますようお願いいたします。

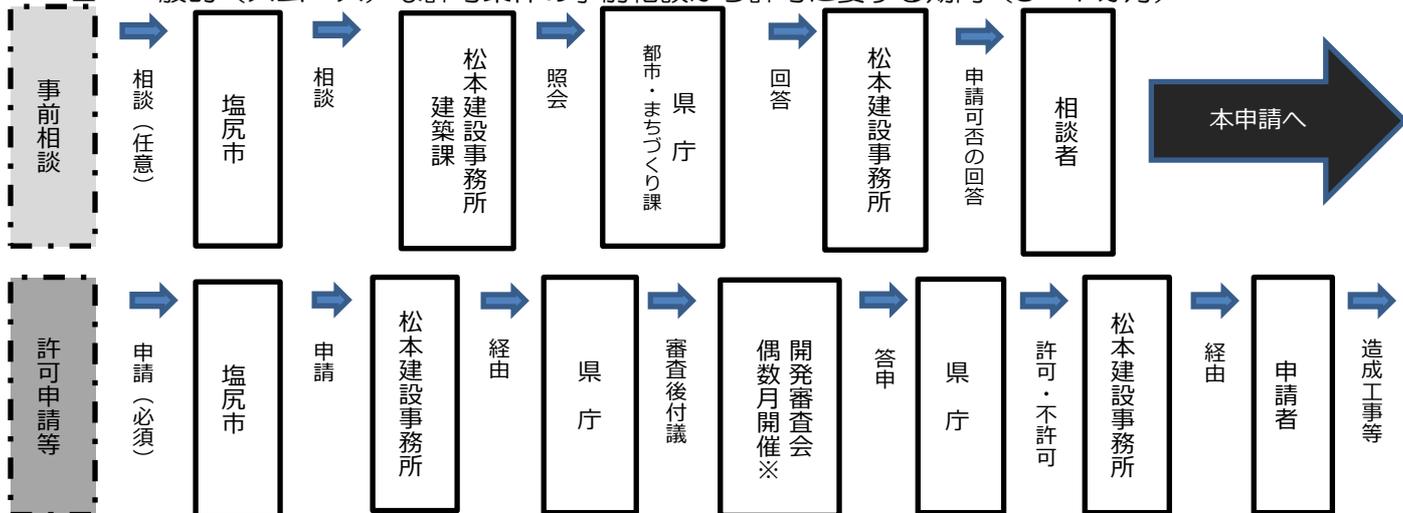
※令和7年度の担当者：篠田 ※開庁時間 8:30~17:15（12~13時 昼休み）

【具体的な事前相談に必要な書類】

- 案内図（場所が広域で分かるもの）及び位置図（都市計画図 1/2500）
- 相談に係る土地・建物の公図の写し及び登記事項証明書（土地・建物）
- 現存する又は除却した建物がある場合、その建物建築時の確認申請書の副本一式
- 都市計画法の許可取得の経歴がある場合は、許可書の副本一式
- 現況図、計画建物の図面（配置図、平面図、立面図等 ※準備可能な範囲で結構です。）
- 家系図（分家住宅、農家分家住宅、既存集落内の建築等の場合）
- 市との事前相談時に取得した書類（情報）
- その他個別相談のうえ必要と思われる図書等

【許可等申請フロー】

- 一般的（スムーズ）な許可案件の事前相談から許可に要する期間（3~4 ヶ月）



※開発審査会に付議する許可申請の提出締切日は、開催月の2ヶ月前の月末になります。（締切日までに松本建設事務所へ提出）

また、開発審査会用の図面も必要となります。

標準事務処理期間 49日間